

熊本市上下水道局水道水源保全奨励金交付要綱

制定	平成31年	3月26日	上下水道事業管理者決裁
改正	令和3年	3月24日	計画調整課長決裁
改正	令和5年	1月30日	計画調整課長決裁
改正	令和6年	3月13日	上下水道事業管理者決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、水道水源の保全を図ることを目的とし、くみ取便所又は単独処理浄化槽から浄化槽への転換を行う者に対する熊本市上下水道局水道水源保全奨励金（以下「奨励金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1項に規定する浄化槽をいう。
- (2) 単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条の規定により浄化槽とみなされたものをいう。
- (3) 既存の建築物 次に掲げる建築物以外の建築物をいう。
 - ア 新築された建築物
 - イ 増改築された建築物であって、当該増改築に係る部分の床面積が10平方メートルを超える建築物

(対象地域)

第3条 奨励金の交付の対象となる地域は、熊本市合併処理浄化槽設置補助金交付要綱（昭和63年10月1日制定）第3条に規定する補助対象地域とする。

(対象建築物)

第4条 補助の対象となる建築物は、専用住宅及び併用住宅（人の居住の用に供する家屋の部分が延床面積の2分の1以上であるものをいう。以下同じ。）とする。ただし、賃貸を目的とするもの及び宿舍等を除く。

(対象者)

第5条 奨励金の交付の対象となる者は、補助対象地域において建築基準法（昭和25年法律第201号）又は浄化槽法に基づく設置に係る手続を適正に完了し、かつ、水道料金の滞納がない個人で、1棟の専用住宅に設置する10人槽以下の浄化槽又は1棟の併用住宅に設置する人の住居の用に供する家屋の部分の処理対象人員が10人槽以下の浄化槽を設置する者のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 単独処理浄化槽から浄化槽への転換（既存の建築物で使用している単独処理浄化槽を廃止し、当該建築物に浄化槽を設置するものをいう。）を行うもの
 - (2) くみ取便所から浄化槽への転換（既存の建築物で使用しているくみ取便所を廃止し、当該建築物に浄化槽を設置するものをいう。）を行うもの
- 2 前項の規定にかかわらず、第10条の規定により奨励金の交付決定の取消しを受け、当該取消しの日から5年を経過しない者は、奨励金の交付の対象としない。

(奨励金の額)

第6条 奨励金の額は、5万円とする。

(交付の申請等)

第7条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、第5条第1項各号のいずれかの設置工事に係る工事完了検査の完了後、当該工事完了検査が完了した日の属する年度の末日までに水道水源保全奨励金交付申請書（様式第1号）を上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に提出し、交付の申請を行わなければならない。

- 2 前項の申請を行った申請者は、当該申請を取り下げの場合は、水道水源保全奨励金交付申請取下書（様式第2号）を管理者に提出しなければならない。
- 3 第1項の申請を行った申請者は、当該申請を変更する場合は、水道水源保全奨励金交付申請変更届（様式第3号）を管理者に提出しなければならない。

(交付又は不交付の決定)

第8条 管理者は、前条第1項の申請があったときは、その内容を審査し、予算の範囲内で奨励金の交付又は不交付の決定を行う。

2 管理者は、前項の決定を行ったときは、水道水源保全奨励金（交付・不交付）決定通知書（様式第4号）により申請者に通知する。

（奨励金の交付）

第9条 管理者は、申請者からの水道水源保全奨励金交付請求書（様式第5号）による請求に基づき、奨励金を交付する。

（奨励金の交付の決定の取消し）

第10条 管理者は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、奨励金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正な手段により奨励金を受けたとき。
- (2) 奨励金を他の用途に使用したとき。
- (3) 奨励金交付の条件に違反したとき。
- (4) その他管理者が交付することが適当でないと認めたとき。

2 管理者は、前項の規定による取消しを行ったときは、水道水源保全奨励金交付決定取消通知書（様式第6号）により申請者に通知する。

（奨励金の返還）

第11条 管理者は、前条の規定により奨励金の交付の決定を取り消した場合において、すでに奨励金が交付されているときは、申請者に対し水道水源保全奨励金返還命令書（様式第7号）により期限を定めてその返還を命じることができる。

（処分の制限）

第12条 奨励金を受けて浄化槽を設置した者は、管理者の承認を受けずにその浄化槽を処分してはならない。ただし、奨励金を交付した年度の翌年度の初日から起算して6年を経過する日の属する年度の末日を経過した場合は、この限りでない。

（雑則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた奨励金の交付の申請については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年11月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

水道水源保全奨励金交付申請書

熊本市上下水道事業管理者 (宛)

申請者（代表者） 住 所
(ふりがな)
氏 名
電話番号

熊本市上下水道局水道水源保全奨励金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 浄化槽を設置する建築物の所在地（該当する項目に☑を記入）

- 申請者住所と同様
 申請者住所と異なる

(所在地：)

2 奨励金申請額

金 50,000円

3 該当項目（該当する項目に☐を記入）

- 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換（既存の建築物で使用している単独処理浄化槽を廃止し、当該建築物に浄化槽を設置するものをいう。）
 くみ取便所から合併処理浄化槽への転換（既存の建築物で使用しているくみ取便所を廃止し、当該建築物に浄化槽を設置するものをいう。）

4 添付書類

- ・水道料金滞納有無調査承諾書
- ・補助金交付確定通知書（写）

様式第2号（第7条関係）

令和 年(20 年) 月 日

水道水源保全奨励金交付申請取下書

熊本市上下水道事業管理者（宛）

申請者（代表者） 住 所
（ふりがな）
氏 名
電話番号

令和 年(20 年) 月 日付けで行った熊本市上下水道局水道水源保全奨励金の交付の申請について、下記の理由により取り下げます。

記

取下げの理由

令和 年(20 年) 月 日

水道水源保全奨励金交付申請変更届

熊本市上下水道事業管理者 (宛)

申請者（代表者） 住 所

(ふりがな)

氏 名

令和 年(20 年) 月 日付けで行った熊本市上下水道局水道水源保全奨励金の交付の申請について、
下記のとおり変更するので届け出ます。

記

1 変更する事項

2 変更する理由

様式第4号（第8条関係）

第 号
令和 年(20 年) 月 日

水道水源保全奨励金（交付・不交付）決定通知書

様

熊本市上下水道事業管理者 印

令和 年(20 年) 月 日付けで申請のあった熊本市上下水道局水道水源保全奨励金については、次のとおり（交付・不交付）と決定したので通知します。

浄化槽を設置する建築物の所在地	
（交付・不交付）決定額	
不交付の理由	

水道水源保全奨励金交付請求書

熊本市上下水道事業管理者 (宛)

申請者 住所

氏名

令和 年(20 年) 月 日付け 第 号で交付の決定のあった熊本市上下水道局水道水源保全奨励金について、次のとおり請求します。

奨励金の交付額	金 50,000 円
交付請求額	金 50,000 円

振込先 金融機関名	銀行・金庫・組合	
	本店・支店・営業部・出張所	
預金種別	普通	
口座番号	右詰で記入すること
フリガナ 氏名		

※預金種別は普通のみとする。

第 号
令和 年(20 年) 月 日

水道水源保全奨励金交付決定取消通知書

様

熊本市上下水道事業管理者 印

令和 年(20 年) 月 日付けで決定した熊本市上下水道局水道水源保全奨励金の交付については、熊本市上下水道局水道水源保全奨励金交付要綱第10条第1項の規定により次のとおり決定の（全部・一部）を取り消したので、同条第2項の規定により通知します。

浄化槽を設置する建築物の所在地	
交付の決定を取り消す額	
交付の決定を取り消す理由	

水道水源保全奨励金返還命令書

様

熊本市上下水道事業管理者 印

熊本市上下水道局水道水源保全奨励金交付要綱第11条の規定により、次のとおり返還を命ずる。

返還すべき金額	金 50,000 円
返還期限	年 月 日
返還を命ずる理由	
返還方法	一括返還
交付年度	年度
奨励金の名称	熊本市上下水道局水道水源保全奨励金
奨励金の既交付額	令和 年(20 年) 月 日交付決定 計 金 50,000 円

水道料金滞納有無調査承諾書

水道水源保全奨励金の交付申請に伴い、熊本市水道料金の滞納の有無を調査されることを承諾します。

熊本市上下水道事業管理者（宛）

申請者 所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名
電話番号

契約①

(使用住所) 熊本市

(使用者名義)

水栓番号 CD						世代		

契約②

(使用住所) 熊本市

(使用者名義)

水栓番号 CD						世代		

契約③

(使用住所) 熊本市

(使用者名義)

水栓番号 CD						世代		

(料金課確認欄)

申請者 滞納なし ・ 滞納あり ・ 該当なし

上記のとおり確認しました。

令和 年（20 年） 月 日

料 金 課 長

委 任 状

私は_____を代理人と定め、
下記の行為を委任します。

記

熊本市上下水道局水道水源保全奨励金交付要綱 第7条、第9条に関する
書類作成と提出の件

令和 年（20 年） 月 日

委任者 住 所

氏 名 印

熊本市上下水道事業管理者（宛）

委 任 状

私は_____を代理人と定め、
下記の権限を委任します。

記

熊本市上下水道局水道水源保全奨励金交付要綱 第9条 に関する水道水源
保全奨励金交付の受領に関する一切の件

令和 年（20 年） 月 日

委任者 住 所

氏 名

印

受任者 住 所

氏 名

振 込 先

銀行・金庫・組合

本店・支店・営業部・出張所

普通 口座番号

口座名義人

熊本市上下水道事業管理者（宛）